

19世紀末イングランドにおける救貧児童の教育 —公営基礎学校への進学をめぐる—

三時 眞貴子

学校教育講座

Education for Pauper Children in the Late Nineteenth Century England: Focus on Attending to the Public Elementary Schools

Makiko SANTOKI

Department of School Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

1. はじめに

現在、社会的排除や格差が大きな社会問題となる一方で、家族や就労の多様化が進み、日本を含め各国で、福祉国家の再編が模索されている。こうした今日的課題を受けてイギリスでは、現代の貧困層の実態や彼らに対する教育や福祉政策に関する研究だけではなく、それらが誰によってどのように展開されてきたのかについての歴史研究にも注目が集まっている¹。本研究は社会的不利益層をめぐる現代的課題を意識しながら、公教育制度が整備されていく中で、貧困層の子どもの教育がどのように展開していったのかを歴史的な文脈に即して明らかにするものである。

イギリスでは1601年のエリザベス救貧法によって税金による貧民救済が開始された。そのため救貧児童の教育も、19世紀に公教育が開始されてもしばらくは、救貧法を中心とした枠組みの中で展開された。エリザベス救貧法において救貧児童は、21歳になるまで、実務を担っていた教会委員と貧民監督官によって教区徒弟として徒弟に出されることが規定された。徒弟に関しては、1563年の徒弟条例によって親方が道徳指導や宗教教育、読み方に責任を負うことになっていたが、実情はなかなか規定通りにはいかなかった。貧民である教区徒弟と一般徒弟では適用される法律も異なっており、教区徒弟に対する厳しい処遇は度々問題となった。ロンドンでは教区徒弟が過酷な労働や劣悪な境遇によって死亡するのを減少させるために、1767年に親方に支払う徒弟支度金を、徒弟開始から7週間後と3年後に分けて渡すようにする法律を定めたほどであった²。教区徒弟の悲惨な実態は各地で注目され、「救貧児童の将来の福祉のためには国家関与も正当化されてし

かるべきであるという世論を喚起し」、後述する1802年の工場法の成立を促すことになる³。

貧困層の中でも、最も底辺にいたと考えられる救貧児童の教育は、上記の歴史的経緯をみれば当然のことであるが、救貧行政政策の一環として研究され、救貧行政機関の報告書が主たる史料として使われてきた⁴。また公教育制度の成立や整備という視点からは、救貧児童の教育をめぐる救貧行政と教育行政との関係についての研究も行われている⁵。一方、救貧児童への教育は、法律に基づき、税金を使用する「公的な」制度・機関のみならず、チャリティの分野でも当然、担われてきた。例えば慈善学校設立を推進したキリスト教知識普及協会や日曜学校運動の開祖と目されているロバート・レイクス、第7代シャフツベリー卿を初代会長として結成されたボロ服学校連盟の活動は、多くの研究者によって明らかにされている⁶。「福祉の複合体論」研究が主張するように、福祉国家体制を考える上では、このチャリティやボランティア組織が果たした役割は非常に大きい⁷。

これら種々の研究が示すように、公的な救貧制度から民間団体や個人、宗教団体が行ったボランティアな活動に至るまで、救貧児童の教育は多様な担い手によって実施されてきた。こうした様々な教育の場が、公教育制度が整備されていく過程の中でどのように整理されていくのか（あるいはされないのか）という問いは、救貧児童の教育が全体としてどのように位置づけられたのかということを考える上でも非常に重要だろう。

この点については例えばロスが、1871年から1904年まで救貧行政の中央行政機関であった地方行政局 (Local Government Board) の報告書をもとに、公営基

礎学校に救貧児童を進学させた教区連合の数を示しているし、リビングストンは、1870年の基礎教育法によって地域の代表からなる学務委員会が地方税と国庫補助金、授業料を使って公営基礎学校を設立、運営できるようになったことが、救貧児童を公営基礎学校で学ばせることを可能にしたと述べている⁸。いくつかの研究で、強制就学や教育の無償化など公教育制度の整備が進められた19世紀後半において、公営基礎学校で救貧児童が学んでいたことについて述べられているが、救貧児童が公営基礎学校で学ぶことを学校関係者がどのように受け止めていたのか、あるいは本人たちがそれをどのように捉えていたのかについては、十分明らかにされたとは言いがたい。

これらの問いに答えることは容易ではないが、教育を提供した行政側の思惑や政策だけではなく、教育現場で何が起こっていたのかについて当事者の思いや動きから明らかにすることは重要なことだろう。そこで、本論文では、この疑問の一端を明らかにするために、救貧児童が公営基礎学校に進学することについて、実際に学校を査察した視学官がどのように受け止めていたのかを、地方行政局の学校査察官（ロンドン担当）ホルゲイトが基礎学校に関する王立調査委員会、通称クロス委員会で行った証言をもとに分析し、救貧児童の教育が公教育制度の中でどのように位置づけられていたのかについて考察する⁹。彼の証言をみる前に、まずは貧民の子どもたちが当時、どのような場所で教育を受けていたのかについて先行研究をもとに整理しよう。

2. 救貧児童に対する教育規定

表1にあるとおり、1850年1月1日に救貧を受けていた子どもの数は、ワークハウスにおける救貧（院内救貧）が46,515名、院外救貧が303,965名であった。1890年1月1日には院内救貧が52,551名、院外救貧が190,095名となり、救貧を受ける子どもの数は減少したが、いずれ

にしる院外救貧を受けていたものが圧倒的であった。彼らが救貧を受けていた理由は、保護者が高齢、病氣、無職、障害者であることや、父親不在（未婚、死別、刑務所、兵士や船乗り、遺棄）、孤児であった¹⁰。

救貧児童の教育規定は様々な法律によって行われており、それらがどの程度、実行されていたのかについては不明瞭な点が多い。しかしながら19世紀になって、工場法や新救貧法によって救貧児童に対する教育の保証が次々に規定されていったのは確かである。まずはどのような規定があったのかについて確認しよう。

1802年の工場法によって、教区徒弟は少なくとも徒弟契約から最初の四年間は読み・書き・算の3R'sを専用の部屋で適切な人物から教えられることが規定されていたが、実態は様々であり、教区と雇い主の意向によって決定された。そのため、全く教育を受けられない子どももいた。とはいえ、最も一般的であったのは、地元の聖職者から宗教に関連する読み書きを習うというものであった¹¹。同法は、子どもを12時間以上働かせることを禁止したが、その後も工場法改正のたびに児童労働への規制は厳しくなっていく。1819年の改正では6歳児未満の雇用と16歳未満の12時間以上にわたる労働が、1825年には16歳未満の夜間労働が禁止された。1833年の改定では、9歳から11歳児を働かせる場合、労働を週48時間に制限し、週6日間で2時間の学校教育の受講証明を必要とした。

児童労働の制限と働く子どもへの教育を雇い主に義務化する法律が整備される中で、1834年にはエリザベス救貧法に代わる新救貧法が制定された。これによって、中央行政局としての救貧法委員会が設置され、教区に代えて教区連合を行政単位とし、保護委員会（Guardians）が救貧児童の教育に責任を負うことになった。この法律では一般の労働者、すなわち救貧を受けずに暮らしている労働者よりも劣った状況に置くという劣等処遇の原則を重視し、懲罰的で厳格な規律に基づいたワークハウスの設置を定めたが、実質的には院

表1 10年ごとの救貧児童数の変遷（1850-90年）

	1月1日の調査			7月1日の調査		
	院内救貧	院外救貧	総計	院内救貧	院外救貧	総計
1850年	46,515	303,965	350,480	38,105	272,136	310,241
1860	42,989	260,585	303,574	38,005	251,582	289,587
1870	56,869	335,257	392,216	49,970	299,373	349,243
1880	58,904	233,464	292,368	54,538	208,755	263,293
1890	52,551	190,095	242,646	48,253	178,806	227,059

(*Annual Report of the Poor Law Board*, 1858, pp.169-199; *Annual Report of the Local Government Board*, 1896-7, pp.318-321.)

出典 Ross, A.M., *The Care and Education of Pauper Children in England and Wales, 1834-1896*, Ph.D.thesis of London University, 1955, pp.339-340.

表2 1861年ニューカッスル委員会報告書に置ける教育・訓練を受けている子どもの数

ワークハウス 及びワークハ ウス・スクール	地区 学校	分離 学校	ボロ服学校	認定勤労学校 (1859年)	援助勤労学校 (1860年)	感化院(1860年)	総数
34,955	2,682	4,381	20,909	1,193	2,822	2,594	69,536

(*Education Commission. Report of the Commissioners appointed to inquire into the State of Popular Education in England*, vol.1, pp.373, 377, 388, 399-400, 406.)

※ 同pp.672-3, 677, 678-9には1860年の感化院4,757名、認定勤労学校4,015名の記述もある。

出典 山根祥雄「イギリス19世紀貧民教育状態Ⅷ－1860年代前半期「改正教育令」下の貧民教育－」『大阪教育大学紀要』第IV部門、第41巻、第2号、1993年、129頁。

外救貧も「温情」「経費節約」「道徳的影響」などの理由で容認された。同法律によって、ワークハウス内の救貧児童は週日の教育が保障されることになった。また強制的な教区徒弟の制度を廃して、虐待を防止する権限を救貧法委員会に与えた¹²。

こうした教育規定が作られた背景には、救貧児童へのまなざしの変化がある。マンデヴィルに象徴されるように、18世紀までのイギリスでは、貧民に教育を与えることは、社会にとっての損失であり、貧民に悪影響をもたらすと考えられていた¹³。ところが、人口増加に伴う救貧税の高騰や都市化、産業構造の転換を背景に、労働者の怠惰や不道徳が問題視され、キリスト教による教化、あるいは社会秩序の維持が急務の課題とされた。その一方で、金澤周作が明快に整理したように18世紀におこった各地の都市化は、人々の手で様々な社会問題を解決しようとする機運を促し、当然フィランソロピの活動を刺激することにもなった¹⁴。様々な思惑から労働者階級の教育の必要性は焦眉の課題として認識された。こうした認識の転換の中で救貧児童についても「教育を受けるに値するもの」とみなされるようになった。従来は、「貧民の子どもは根っからの犯罪者となるように、両親に教え込まれている」と考えられており、そのためにも他の子どもとは区別して育てるべきとされていた¹⁵。しかしながら、1832年から34年に既存の救貧制度を調査する目的で招集された王立調査委員会の報告書で、貧民の大人と同じ部屋で育つ子どもへの悪影響が指摘されたことをきっかけに、この問題に対する議論が白熱する¹⁶。救貧法委員補佐であったジェムズ・ケイも子どもは自分のせいで困窮しているわけではないと考えた一人であり、教育が次世代から貧困をなくす最も重要な手段の一つであると説いた¹⁷。従来、一般の子どもたちに悪影響を及ぼす存在として隔離されていた救貧児童は、教育可能性を認められ、一般の子どもたちとともに教育されるべき存在へと捉え直されたのであった。救貧児童にはよき人間になるべき道が残されているとして、二つの方向性から新たな教育が模索された。一つ目はワー

クハウスにいる大人とは区別して養育すべきだという主張に基づいて、ワークハウスとは別の分離学校や地区学校、国庫補助を受けた認定学校が設立された。二つ目は、一般の労働者家庭の子どもと同じような環境を提供することが大事として、一般の労働者家庭に里子として出される者や、公営の基礎学校で学ぶ者が現れることになったのである。

3. 救貧児童はどこで教育を受けたのか。

救貧児童が学んだ学校は、ワークハウス・スクールや、分離学校、地区学校、ボロ服学校、勤労学校、認定学校、公営基礎学校、慈善学校、日曜学校など多様であった。表2は1861年に出されたニューカッスル調査委員会報告書で示されたいわゆる「貧民学校 (pauper school)」と呼ばれた学校と生徒数をまとめた表である。院内救貧児童と院外救貧児童は区別されていないので、その内訳は分からないが、救貧法によって救貧児童の教育に責任を負っていた教区連合の保護委員が救貧費を使って学校で学ばせたのは、主として院内救貧児童であった。教区連合の会計簿を丹念に調査したロスによれば、院外救貧児童の教育費を救貧費で負担するようになるのは1850年代半ばからであり、1869年になっても、救貧費からの支出は15.2%に過ぎなかった¹⁸。またここで挙げられた学校は国庫補助金を受給しているか、税金によって運営される「公的」な学校であり、ここに記載された学校以外にも、慈善学校や日曜学校など院外救貧児童が学んだ学校は存在しているので、この表ですべてを表しているわけではない¹⁹。とはいうものの、「公的」な学校だけでもいくつもの教育機関があったことが判る。本節ではこれらの学校について簡単に説明しよう。

(1) ワークハウス・スクール

ワークハウスの運営は、基本的には教区連合に任されていた。議会の承認なしに一部の教区連合にのみ適応された規定もあったが、基本的には議会の承認を得た一般的な規定に従っていた。1847年にはこの一般規定をまとめた *Consolidated General Order* が出され、

ワークハウスを運営する上での手引となった。第98条でワークハウス収容者を7つに分類することが規定されていたが、子どもは性別ごとに、15歳以上が成人とともに分類され、7歳以上15歳未満、7歳未満に分類された。第114条では「ワークハウスに収容されている少年少女は、毎日、労働時間内の少なくとも3時間は読み、書き、計算、キリスト教の原理について学び、彼らを奉公人となるよう適応させ、有益、勤勉、美德の習慣を身につけさせる訓練をする」ことが規定されていた²⁰。この規定では、どこで教育を受けるのかまでは定めていなかったため、その場所や方法は、それぞれの教区連合に任されていた。子どもたちが教育を受ける場所として最も一般的であったのは、ワークハウス・スクールであった²¹。

ワークハウス・スクールは、子どもの教育・訓練を目的として教区連合が設置したものである。ワークハウス内の一室に設けられたものもあるが、一種の寄宿学校といえるものまで多様であった。18世紀以降、貧困家庭が増加し、救貧税の高騰が続く中で、救貧児童の不道徳さや社会生活への不適応が問題となり、それを解消するために設置が奨励された²²。全ての連合がワークハウス・スクールを設置したわけではなかったが、1883年には647の教区連合のうち、少なくとも333の連合がワークハウス・スクールを利用していた²³。

(2) 分離学校と地区学校

ワークハウス内で大人と子どもが共同生活することに対する懸念は先述した通りであるが、こうした見解を受けて、院内児童の数が少ない一部の教区連合では、大人とは別の場所で子どもを収容する分離方式が可能と判断し、子どもだけを収容する分離学校 (Separate school) を設置した²⁴。親とともに入所した子どももいたので、親と引き離すことへの賛否両論がありながらもいくつかの連合で実施された。ニューカッスル委員会報告書によれば、1859年にはイングランドに19校の分離学校が存在していたことが確認できるが、そのうち13校がロンドンに建設された²⁵。これらの学校は教区連合が独自に設立したものであり、何の法的根拠もなかったが、分離方式に対する評価は高かった。例えば救貧法委員会の後を継いで1847年に設置された救貧法庁 (Poor Law Board) の見解は「ワークハウスとのつながりを断った学校において生活し、教育を受けることの利点は一目瞭然である。あらゆる地域でそうした学校の設置を促進することが強く望まれている」というものであった²⁶。

分離方式は一つの政策課題として認識され、ケイ・シャトルワースや同じく救貧法委員補佐であったE.C. タフネルの提案に沿って、1844年にはワークハウスから分離した学校を建設することが認められた²⁷。この法律に基づいて救貧法委員会によって設立された

のが地区学校 (District School) である。当初はワークハウス内の4-16歳の子どもを対象としていたが、1855年のデニソン法により、院外救貧を受けている子どもにも就学費用の適用が認可され、院外救貧児童も学ぶようになった。1870年には、一般の労働者階級児童と平等になるように5-13歳に就学期間が短縮された。1849年から1880年までに10校が設立され、1890年代には8,000名近くの子どもの教育された²⁸。多くは19世紀の間に閉鎖されたが、ロンドンとその近郊の三校のみ、ワークハウスが廃止される1930年まで存続した。航海訓練のための訓練船を保持していたことから伺えるように、ワークハウス・スクール以上に職業訓練を重視していた。特に農業に力を入れていたといわれており、少女には家事奉公人となるように掃除と洗濯の訓練が行われた²⁹。ワークハウスに収容されていた児童がワークハウス・スクールや分離学校、地区学校で教育を受けることが可能となっていた一方で、院外救貧児童が教育を受ける可能性は低かった。1853年では院外救貧児童で何らかの学校教育を受けていた子どもは、半数にも満たず、1869年には少し改善されたが、約63%の子どもしか、学校に登録されていなかった³⁰。こうした子どもたちを受け入れたのは、日曜学校 (Sunday School) や慈善学校 (Charity School)、労働学校 (School of Industry)、ボロ服学校 (Ragged School) など18世紀後半から徐々に各地に設立されていたチャリティによる学校であった³¹。

(3) 各種認定校

チャリティによる学校が、院外救貧の子どもを含めて貧しい労働者家庭の子どもの教育に大きく貢献したことはよく知られている。任意団体や篤志家による活動がイギリスの教育に非常に重要な役割を果たしたことは、歴史的にも現在の福祉国家体制を考える上でも強調すべきことではあるが、本論文ではチャリティによる活動がどのようにして公教育の枠組みに巻き込まれていくのかをみていきたい。その最適な素材はボロ服学校であろう³²。というのも1833年以降、基礎学校に対して国庫補助が行われるようになり、ボロ服学校全体のたった1%ではあるが、1851年以降この適用を受ける学校が現れ、その補助金受給の是非がニューカッスル調査委員会でも争点の一つとなったからである³³。ボロ服学校は救貧児童の救済、犯罪の防止、社会荒廃の防止を目的に掲げ、宗教教育、読み・書き・算、職業訓練、衣食住の提供、就職の斡旋、子ども移民の斡旋、休暇のためのホームの設立など多岐にわたる活動を行った施設であった³⁴。ボロ服学校の中で補助金を受けていたのは、職業訓練を行っていた学校であり、政府補助金の名目は、実業目的で借りていた校舎の賃貸料の半分、実業教材費の1/3、職業訓練児童への人頭補助金等、基本的には職業訓練に関わる費用であっ

た³⁵。ニューカッスル調査委員会報告で確認されたのは、衣食を提供する場合は、救貧税からの支出となるべきであるため、衣食を提供しない学校に国庫補助金を提供することであった。すなわち救貧児童への生活支援ではなく、基礎教育を補完することを目的として国庫補助金が提供されることであった³⁶。と同時に院外救貧児童に対して、政府が認定した学校で学ばせるための保護委員の権限強化が確認され、デニソン法の徹底が勧告された。

救貧児童の中には、経済的理由などの理由でさまざまな罪を犯す子どもも多数存在した。その教育を担ったのは、感化院 (Reformatory) や一部の勤労学校 (Industrial School) であった。感化院は、1854年法によって設置された、16歳以下の子どもで監獄に14日以上入った者が収容される施設であった。1851年には監獄に収容されている子どものための学校が34校存在していたが、監獄学校では犯罪を減少・防止できないとして、犯罪に陥りやすい救貧児童や浮浪児のための特別な学校の設置が望まれていた³⁷。感化院はそうした機運の下で設立された補助金受給の学校であり、1857年には25校存在した。罪を犯した子どもにも教育可能性が認められ、公的な支援の対象とされたのである。1857年に認定勤労学校法 (アダーリ法) によって設立された、浮浪児、極貧、粗暴な子どものための寄宿制の勤労学校も同様の理由で設置された学校である³⁸。1866年の感化院関連包括法が制定されると、ワークハウスや救貧児童が学ぶ学校などにおいて、親が有罪の処遇を受けたり、投獄されたりした14歳以下の児童は、治安判事や州統監の名のもとに、勤労学校へ送られた。

1862年には救貧 (認定学校) 法によって盲・聾学校やカトリック系の学校などが国庫補助の対象となった。1878年には77校が認定学校として存在したが、そのうち37校が職業訓練校、16校が盲学校、11校が聾学校、11校が孤児のための学校、2校が精神障害者のための学校であった。これら認定学校の設置は、山根祥雄が指摘するように「貧困保護児童、いろんな理由で浮浪せざるを得ない路上の子どもたち、希望も将来もさして期待できない状況にある、犯罪を犯したり、犯罪を犯す恐れのある子どもたちを社会にとっての厄介物と断罪し一応くくったうえで、それぞれの子どもの状況に呼応した施設・学校」へと送り出し、一般の子どもたちとは隔離して養育するシステムであったといえ

よう³⁹。その一方で、救貧児童を一般の労働者階級の子弟と同じ環境の下で育てるべきだという思想も確かに存在し、実践されていたのである。公営基礎学校への進学は、この文脈の中で保護委員たちによって次第に支持されるようになっていく。

4. 公営基礎学校への進学

まずはどの程度の子どもたちが、公営基礎学校で学んでいたのかについて見てみよう。表3は1861年から1895年までに救貧児童を公営基礎学校で学ばせた教区連合の数である。1861年には、救貧児童をボード・スクールに少なくとも数名、進学させた連合の数は30校であったが、1874年には98校、1883年には215校、1893年には397校と増加した。1907年に公営基礎学校で学ぶ救貧児童は17,785名にまで増加したが、この数は救貧児童全体からすると1割にも満たなかった⁴⁰。その他にも数は少ないが、一般の労働者家庭に里子として出され、そこから学校に通った救貧児童もいた。里子は以前から行われていたが、1870年教育法以降、多くの教区連合で、家庭環境に恵まれなかった救貧児童に、温かな家庭を提供する里子制度が効果的で信頼に足る方法として認められるようになった⁴¹。1876年までにおよそ1/3の教区連合で里子制度が利用され、1877年に里子に出された救貧児童は9,248名にも上った⁴²。少数とはいえ、救貧児童が少しずつ公営基礎学校に通うようになったことを、教育関係者はどのように見ていたのだろうか。ここでは、公営基礎学校の現状について調査した王立調査委員会、クロス委員会報告書における、ロンドン区の学校査察官であったホルゲイト (Windham Holgate) の証言をもとに見ていこう。

クロス委員会では「ワークハウスにおける子どもの教育は我々の調査項目の中には直接的に入っているわけではない」としながらも、現在の制度に関する実態調査のためにワークハウスに関する証言を必要とした。職業教育に関する証言の中でワークハウスにも言及した証言者はいたが、ワークハウスについて聞くために呼ばれたのはホルゲイトだけであった⁴³。ホルゲイトへの証言聴取は、1887年6月7日火曜日に、ビーチャム伯爵を議長として彼を含む15名の調査委員と2名の書記という体制で行われた。ホルゲイトは1874年に地方行政局の学校査察官 (ロンドン担当) に任命される

表3 少なくとも数名を公営基礎学校に進学させた教区連合の数

調査年	1861	1874	1883	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893	1894	1895
連合数	30	98	215	266	292	306	311	325	346	378	397	419	434

(Chance, W., *Children under the Poor Law*, 1897, p.38; *Annual Report of the Local Government Board, 1883-1895*)

出典 Ross, A.M. *The Care and Education of Pauper Children in England and Wales, 1834-1896*, Ph.D.thesis of London University, 1955, p343.

以前、1870年基礎教育法に基づいて教育局から視学官に任命されていた。そのため、当時、地方行政局と教育局の両方に、査察の結果を報告していた⁴⁴。彼によれば、1883年3月25日までに、全連合数647のうち303の連合が、救貧児童にワークハウス・スクールのみで教育を受けさせていた。また、彼らを公営の基礎学校に通わせていた教区連合は201であり、子どもたちは夜間に学校に通っていた⁴⁵。残りの143連合のうち、34が地区学校、79が分離学校で学ばせており、30の連合は、ワークハウス・スクールと公営基礎学校の両方で教育を受けさせていた。それが1887年の3月1日には、ワークハウス・スクールでのみ教育を受けさせた連合は231に減少し、逆に公営基礎学校で学ばせた連合は284に増加した⁴⁶。こうした実態を踏まえて、調査官は院内救貧児童が公営基礎学校を利用することで既存のワークハウス・スクールへの影響、特に教育状況が改善されたのかについて質問している。ホルゲイトはその質問に対して、「知的教育の面からいえば間違いなく改善されました」と答えつつ、「しかしそれに付随して問題点も出てきています」と答えている⁴⁷。そしてその内容を次のように説明した。

子どもたちが定期的に公営の基礎学校に出席するようになってから、〔ワークハウスでの：訳者注〕職業訓練が行われていないことに、教区連合の保護委員はすぐに気がつきました。職業訓練ができるのは日曜日だけです。土曜日は入浴と掃除の日になっています。そのため、地方行政局はほとんどの職業訓練担当者の給料の支払いを拒否しています。従って、政府補助金が認められていない世話人と呼ばれる人物を担当者にするしかないのです。ある保護委員は次のように述べています。「以前よりも悪い状態にある。以前は女性教師や男性教師が職業訓練を担当しており、彼らの給料は政府補助金から支払われていた。今や我々は担当者を雇用しなければならず、彼らの給料を救貧税から出す他ないのである。」それに加えて小さな連合では優れた教師を確保できない状況になっています。子どもたちを地域の公営基礎学校に送るこのシステムは続いていくに違いありません。近くに公営基礎学校がない場合を除いて、残りのワークハウス・スクールが閉鎖されるのは時間の問題でしょう⁴⁸。

ホルゲイトは、公営基礎学校が担っている知的教育は向上しているが、しかしワークハウスがこれまで力を入れてきた職業訓練ができない状況になっていることを訴えた。その理由は職業訓練担当者の給料を連合が負担しなくてはならなくなっていることであり、教師の給与が国庫補助金で賄われているワークハウス・スクールが閉鎖されれば、十分な給料を支払えない小

さな連合ではますます困難な状況になると訴えている。ホルゲイトは救貧児童の教育を、理想的なワークハウス・スクール、すなわち基礎教育、職業教育、道徳教育、宗教教育、身体教育が結びついているワークハウス・スクールで行うことが最も理想的だと考えており、公営基礎学校への進学を推奨してはいない。この点は地方行政局の方針とも一致している。地方行政局は救貧児童の教育はワークハウス・スクールか地区学校で行うのが最良だと考えており、里子制度や公営基礎学校への進学には否定的であった⁴⁹。しかしホルゲイトは、地区学校について多くの子どもを収容でき、かつ多様な種類の職業訓練を行っていることを証言しつつ、調査官による「職業教育は子どもたちへの教育的な観点から行われているものですか、それとも学校の出費削減のためですか」という質問に対し、正直に後者であることを認めている。しかも彼は、実際のワークハウス・スクールが理想とはかなりかけ離れており、「多くの保護委員が教区連合の出費を可能な限り最も低額に抑えるために、子どもたちを機械として見ていること、すなわち「ワークハウスの安い労働力として子どもたちの労働力を利用している状況」に危機感を抱いていた⁵⁰。

地域の人々や保護者、学校管理者も公営基礎学校への進学に難色を示していたとホルゲイトは証言している。例えば、地域の人々が反対しているのは、「子どもたちが貧民の子どもに特有の道徳的によろしくない何かに感染するのではないかという気持ちを持って」いるためだと証言している⁵¹。また「学校管理者が反対する場合、その反対は学校で学んでいる子どもの両親から発せられたものだと思いますか」との調査官の質問に対して次のように答えている。

はい。少なくとも保護者の機嫌を損ねることへの懸念からでしょう。私が例に出した救貧児童の受け入れ拒否は、学校管理者が在校生の保護者の機嫌を損ねることを恐れて行ったものでした⁵²。

続く「保護者が一人でも学校の管理委員会のメンバーであったら、救貧児童が学校に行くのを認められるのが難しくなると思いますか」という質問に対しても「おそらくかなりの影響があると思われるので、そのことを危惧しています」と同意した⁵³。

ホルゲイトは、公営基礎学校に救貧児童が進学することに対して積極的に賛成はしておらず、現場では保護者や学校管理者から歓迎されていないことも指摘した。だからといって救貧児童の教育を一般の教育行政から切り離して実施している現在の体制を支持していたわけではない。調査官から「ワークハウスでの教育を地方行政局、公営基礎学校を教育局が管轄している状況」について意見を聞かれたところ、両者を統合す

ることを強く希望していると述べている⁵⁴。その理由は、救貧児童の教育の場を公営基礎学校として認定してもらうことができないことであり、事例を示して説明しながら、教育局と地方行政局の管轄の違いが実際の教育に及ぼす影響について述べている。ホルゲイト曰く、ある教区連合が救貧児童500名を収容可能な教育施設を設置しようとした時、それを公営基礎学校として認定してもらうよう地方行政局を通して教育局に願い出たが、教育局は一つの条件を示して承諾する旨を伝えてきた。それは「公営基礎学校であるならば、救貧児童と同様、地区のすべての子どもの入学を認めなければならない」というものであった。すなわち救貧児童のために設置された学校を公営基礎学校と認定することはできないという答えであった。ホルゲイトはこの区別こそが、イングランドから「貧困層」がなくなる理由であると主張した。

しかしながら逆にいえば、救貧児童の公営基礎学校への進学を可能にしていたのは、教育局が「地区のすべての子どもを対象にした学校」として公営基礎学校を位置づけていたからである。救貧児童を一般の労働者家庭の子どもたちと同じように教育すべきだと考えていた人々にとって、公営基礎学校進学数の増加は歓迎すべきものだっただろう。しかし現場では救貧児童に対する「根っからの悪者」イメージは根強く、保護者や学校関係者だけではなく、地域の人からも反対されたところもあったし、ホルゲイトの証言によれば、「次第に公営基礎学校の学校管理者は救貧児童受け入れに対し強い反対意見を持つようになって」いた⁵⁵。

一方、救貧児童には「特別のケア」が必要だと考える人々は、救貧児童のための特別な学校や施設で学ぶことを奨励した。彼らを一般の子どもたちが住む社会から「排除」し「隔離」するのではなく、「保護」し「特別なケア」を提供することで社会に還元しようとしたのであった。こうした流れの中で、1870年代ごろから「家庭的な里子制度の利点と「比較的多人数を学ばせることができる」地区学校の利点を合わせたコテージ・ホームとよばれる教育体制が注目されるようになる⁵⁶。これは、貧民の子どもたちをいくつかの少数グループに分け、共通棟とは別に、別個の家に収容し、それぞれの家で15-40名の子どもがハウス・ペアレントの下で過ごすというものである。この方法は、高額な費用が問題となったが、それよりも「家庭的な雰囲気」がもたらす利点のほうが大きいと考えられた⁵⁷。1871年にサリーに年少少女のための最初のコテージ・ホームが建設されたことを皮切りに、1903年までに25のワークハウスが田舎にコテージ・ホームを設置し、子どもたちをそこで養育、教育した⁵⁸。しかしながらそうした施設を公営基礎学校として認定することは、教育局の論理では不可能であった。先ほど述べたホルゲイトが示した事例で、教区連合が公営基礎学校とし

て認定してもらおうと働きかけたのは、このコテージ・ホームであった。救貧児童のための教育施設において、教育局の規則に基づいた基礎教育を提供することは、教育行政と救貧行政が明確に区別されていた状況では不可能であった。

5. おわりに

以上みてきたように、救貧児童の中には教育をほとんど受けていない子どもが数多くいたとはいえ、彼らの教育の場は、多様に存在していた。19世紀初頭から半ばにかけて、救貧児童を対象にした学校を設置する法律が次々に出されたが、その背景には子どもの貧困へのまなざしの変化があった。すなわち持って生まれた性根によって貧困に陥るのは当然であるという認識から、貧困層の子どもを教化し、社会に適合させることが社会全体にとって有益であるという認識に転換した。そのため、懲罰的な方法よりも、社会的な方法すなわち教育によって矯正されるべきだと考えられたのである。その結果、19世紀後半から末にかけて、一旦は、救貧児童の公営基礎学校への進学を奨励する機運が高まり、実際に救貧児童を公営基礎学校に進学させる教区連合は増加する。とはいえ、ホルゲイトの証言に見られるように、数が増加したからといって、公営基礎学校への救貧児童の進学が無条件で受け入れられたわけではなかった。

一方、救貧児童に一般の労働者の子どもと同じような環境で育てることが重要だとする主張は、一つの学校教育システムの中に全ての労働者の子どもたちを受け入れるという方向ではなく、救貧児童に欠けているものを補うために「特別のケア」が必要だとする主張へと転換し、彼らを隔離する傾向を促進することになった。結局、救貧児童を共通の学校システムに組み込もうとする一部の教区連合や保護委員の願いは届かず、貧困層の子どもを社会に適応させるためには、特別な教育が必要だという考えの方が前面に押し出され、一般の労働者の子どもと救貧児童が同じ学校で学ぶという試みは主流とはならなかった。

ホルゲイトの証言だけではなく、実際の学校現場で何が起こっていたのかは今後の課題である。またその後、救貧児童の教育が、どのような文脈で教育局の管轄下におかれていくのか、その際、「特別なケア」という概念はどのように捉えられていくのかについても今後の課題としたい。

(2010年9月17日受理)

¹ M.G.Jones, *The Charity School Movement: A Study of Eighteenth Century Puritanism in Action*, London: Cambridge Univ. Press, 1938, T.W. Laqueur, *Religion and Respectability: Sunday Schools and Working Class Culture 1780-1850*, Yale University Press, 1976,

- Malcolm Dick, 'The Myth of the Working-class Sunday School,' *History of Education*, vol.9, no.1, 1980, 長谷川孝彦「産業革命期のモラル・リフォーメーション運動—バーミンガムの日曜学校を事例として—」『思想』94号、金澤周作『チャリティとイギリス近代』京都大学出版会、2008年。
- ² Honeyman, K., *Child Workers in England, 1780-1820; Parish Apprentices and the Making of the Early Industrial Labour Force*, Hampshire, 2007, p.19
- ³ 三好信浩『イギリス公教育の歴史的構造』亜紀書房、1968年、43-44頁。
- ⁴ 救貧児童の教育に関係する議会文書と手稿資料は Ross, A.M., *The Care and Education of Pauper Children in England and Wales, 1834-1869*, Ph.D.thesis of London University, 1955, pp.417-425を参照のこと。また救貧行政と教育に関する文献は以下の通り(紙幅の関係で本論文の注に上がっているものは省略する)。Crocker, R.H., 'The Victorian Poor Law in Crisis and Change, 1870-1895,' *Albion*, vol.19, no.1, spring 1987; Crompton, F.G., *The Treatment and Education of Children in the Poor Law Institutions of Worcestershire 1834-1871*, Ph.D. thesis of Birmingham University, 1988; Crowther, M.A. *The Workhouse system, 1834-1929: the History of an English Social Institution*, 1981; Fraster, D.(ed.), *The New Poor Law in the Nineteen Century*, 1976; Jordan, A., *The History and Development of the Education of the Delinquent, Mentally and Physically Handicapped and Pauper Children in Wales 1833-1933*, Ph.D. thesis of Cardiff University, 1977; Midwinter, E.C., *Social Administration in Lancashire 1830-1900: Poor Law, Public Health and Poloce*, Manchester, 1969; Obermann, S., *The Education of Children in Poor Law Institutions in England and Wales During the Period 1834-1870*, Ph.D. thesis of Belfast University, 1982; Pallister, R., 'Workhouse Education in Country Durham 1834-70', *Brieish Journal of Educational Studies*, Vol.XVI, 1968; Rose, M., *The English Poor Law 1780-1930*, Newton Abbott, 1971.
- ⁵ Hunt, J., *Elementary Schooling and the Working Classes, 1860-1981*, 1979; McCann, P.(ed.), *Popular Education and Socialization*, 1977; Musgrave, P.W., *Society and Education in England since 1800*, London, 1968; Robson, A.H., *The Education of Children Engaged in Industr 1833-1876*, 1931; Silver, P. and H., *The Education of the Poor: the History of a National School 1824-1874*, 1974; 山根祥雄「イギリス重商主義期の貧民教育思想」『大阪教育大学紀要』第四部門、教育科学、24-3、1976年。山根祥雄は1984年から2001年にかけて「イギリス19世紀貧民教育状態」というタイトル10篇の論文を『大阪教育大学紀要』に寄稿している。おそらく日本における19世紀半ばの救貧児童の教育について最も詳しい文献であり、法制度やニューカッスル調査委員会の報告書を丹念に分析しているが、実際の教育実態についてはほとんど明らかにされていない。
- ⁶ これらの研究は枚挙にいとまがない。例えば Jones, M.G., *The Charity School Movement : A Study of Eighteen Century Puritanism in Action*, 1938; / Harris, J.H., *Robert Raikes: the man who founded the Sunday school*, London, 1928; Ridge, T.S., *Dr. Barnard and the Copperfield Road Ragged School*, London, 1996.
- ⁷ 高田実「福祉の複合体」史が語るもの—<包摂・排除>と<安定・拘束>」『九州国際大学経営経済論集』13号(1・2)、2006年、83-121頁。
- ⁸ *Ibid.*, p.343; Livingston, J.E., *Pauper Education in Victorian England: Organazation and Administration with the New Poor Law, 1834-1880*, Ph.D. thesis of London Guildhall University, 1993, pp.302-311. リビングストンによれば、学務委員会は地域の代表者からなっているため、地域の教区連合とのつながりも深く、救貧児童を受け入れやすかったため、ボランティア・スクールだけの頃と比べると、多くの保護委員が救貧児童を学務委員会の学校に送った。
- ⁹ *Royal Commission Elementary Education*, 3rd Report, 1887. (以下、Cross Commission と略す)
- ¹⁰ Ross, *op.cit.*, p.179
- ¹¹ Honeyman, *op.cit.*, p.140
- ¹² 教区徒弟は次第に衰退していくが、実際に教区徒弟がいなくなるのは1840年から50年代にかけてである。
- ¹³ 田口仁久『イギリス学校教育史』学芸図書株式会社、1975年、30-31頁。
- ¹⁴ 金澤周作、前掲書、7頁。
- ¹⁵ Ross, *op.cit.*, p.331.
- ¹⁶ 三好信浩、前掲書、7頁。
- ¹⁷ 高畑輝久「19世紀のイングランド救貧法(下)」『法学』61-4、1997年、61-4-115頁。
- ¹⁸ Ross, *op.cit.*, p.190. 院外救貧児童への教育費の負担者で最も多かったのは、親と関係者で57%、続いてボロ服学校や慈善学校などの諸団体で27.8%であった。*Ibid.* pp.261-262.
- ¹⁹ ボロ服学校は全ての学校が補助金を受けていたわけではないが、補助金を受給していない学校もこの数字には含まれている。
- ²⁰ Glen, W. Cunningham, *The general Consolidated Order issued by the Poor Law Commissioners 24th July 1847, and the other general Orders applicable to the Unions to which that order is addressed; with a Commentary and notes on the several articles*, London, 1847.
- ²¹ Honeyman, *op.cit.*, pp.20-21.
- ²² Lawson, J. and Silver, H., *A Social History of Education in England*, London, 1973, p.188.
- ²³ *Cross Commission*, p.280.
- ²⁴ 分離学校や地区学校に対するニューカッスル委員会報告書の見解に関しては、山根祥雄「イギリス19世紀貧民教育状態-8-1860年代前半期「改正教育令」下の貧民教育」『大阪教育大学紀要』第四部門、教育科学、41-2、1993年、129-133頁。
- ²⁵ *Ibid.*, pp.117-131.
- ²⁶ *Ibid.*, p.117.
- ²⁷ 高畑輝久、前掲論文、115頁; 山根祥雄「イギリス19世紀貧民教育状態-6-1850年代における貧民教育システムの進行と組織化」『大阪教育大学紀要』第四部門、教育科学、39-2、1991年、216頁。
- ²⁸ Livingston, *op.cit.*, p.320.
- ²⁹ Ross, *op.cit.*, pp.81-116.
- ³⁰ Ross, *op.cit.*, p.190.
- ³¹ 労働学校は救貧税によって設置される場合もあり、ワークハウス・スクールの代わりに利用されることもあった。労働学校は職業訓練のための学校であり、院外救貧児童が多数学んだとされている。三好信浩、前掲書、39-40頁。
- ³² ボロ服学校の起源は、1783年にロバート・レイクスが設立した学校だとする研究者もいれば、1818年にジョン・ポウンスが設立した学校だとする研究者もいる。Seymour, C., *Ragged School, Ragged Children*, London, 1995, p.1; Williamson, D., *Lord Shaftesburys Legacy*, London, 1949, p.25.
- ³³ 山根祥雄「イギリス19世紀貧民教育状態-7-貧窮児童教育特別委員会報告(1861年7月)」『大阪教育大学紀要』第四部門、教育科学、40-2、1992年、106頁。ボロ服学校内部でも国庫

補助金の受給はボランティアの精神に反するとして反対する意見が強かった。山根祥雄、同上書、109頁。

³⁴ Seymour, *op.cit.*, pp.5-34.

³⁵ 山根祥雄、前掲論文（1992年）、109頁。

³⁶ 山根祥雄、同上論文、110-112頁。

³⁷ 山根祥雄、前掲論文（1991年）、214-216頁。

³⁸ 研究者によって、実業学校や授産学校など呼び方は様々であるが、前述の労働学校（School of Industry）とは区別して、ここでは勤労学校と呼ぶことにする。

³⁹ 山根祥雄、同上論文（1991年）、228頁。

⁴⁰ 1907年時の救貧児童は234,004名で、そのうち院内救貧児童が60,421名、院外救貧児童は173,583名であった。Livingston, *op.cit.*, p.312.

⁴¹ *Ibid.*, pp.296-299.

⁴² *Ibid.*, p.299. このうちどれ程度の子どもが公営基礎学校で学んだのか明らかではないが、救貧行政を担当していた地方行政局による規定にしたがって養育された子どもは、たった374名であったと述べられており、それほど多くなかったと思われる。

⁴³ クロス委員会は、主としてホルゲイトの証言をもとに、ワークハウス・スクールの査察を地方行政局が行う現状がいいのか、それとも教育局に査察業務を移管すべきかという問題を検討した。結局、1904年教育法によって1899年に設置された教育院（Board of Education）が、これまで地方行政局が行っていた「貧民学校」の査察を担当することになった。Cross Commission, 4th and 5th Report, pp.161-162, p.219.

⁴⁴ 教育局には地方行政局の下で行われている教育に関して報告していた。

⁴⁵ Cross Commission, p.280. 証言番号 49806。この数字は表3のロスが地方行政局の報告書をもとに計算した数と若干異なるが、大差はない。

⁴⁶ *Ibid.*, p.280. 証言番号 49807。1887年3月1日の時点で、地区学校に通わせしたのは30、分離学校は81になっていた。

⁴⁷ *Ibid.*, p.283. 証言番号 49859。

⁴⁸ *Ibid.*, p.283. 証言番号 49860。

⁴⁹ Livingston, *op.cit.*, p.297.

⁵⁰ Cross Commission, pp.280-281 証言番号 49809-49812。彼が地方行政局の政策方針と必ずしも一致しない証言を行っているのは、彼が教育局の視学官を兼任していることや行政官と現場の間にいる立場であったことも関係していると思われる。

⁵¹ *Ibid.*, p.288. 証言番号 49975。

⁵² *Ibid.*, p.283. 証言番号 49976。

⁵³ *Ibid.*, p.283. 証言番号 49977。

⁵⁴ *Ibid.*, pp.283-284. 証言番号 49863-6。

⁵⁵ *Ibid.*, p.283. 証言番号 49861。

⁵⁶ Livingston, *op.cit.*, p.300.

⁵⁷ *Ibid.*, p.301.

⁵⁸ 1880年代以降、孤児や捨て子を対象にしたホームも設置されるようになり、1914年までに90の教区連合がそうした施設を利用した。

（附記）本稿は、平成22年度科学研究補助金（若手研究 B、課題番号19730485）による成果の一部である。